

平成二十八年五月二十四日受領
答弁第一一七三三号

内閣衆質一九〇第二七三号

平成二十八年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の日本国憲法は「連合国軍総司令部の憲法も国際法も全くの素人の人たちが、たった八日間ですくりに上げた代物だ」との発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の日本国憲法は「連合軍総司令部の憲法も国際法も全くの素人の人たちが、たった八日間で作くり上げた代物だ」との発言に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、旧憲法調査会法（昭和三十一年法律第四百十号）第一条の規定により内閣に置かれた憲法調査会に設置された憲法制定の経過に関する小委員会が昭和三十六年九月に決定した報告書に、昭和二十一年二月三日に連合軍最高司令官マッカーサー元帥が総司令部民政局長ホイットニー准将に対し憲法草案の起草を命じ、同月十日にその起草の作業が完了した旨の記載があると承知している。

二から五までについて

御指摘の産経新聞のインタビューにおける発言については、平成二十七年三月六日の衆議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣が「御指摘の私の発言につきましては、現行憲法については、戦後の占領下において、その原案が連合軍総司令部によって短期間に作成されたものであるとの事実を述べたものには「すぎない」と答弁しているとおりである。